

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年三月二十六日奈良県指令建第一〇四―一六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月二十七日建第九六三九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市長柄町四―一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市有里町一八四番地三 グリーンコート三〇一

飯田旭

飯田明美

一 許可番号

令和元年九月二十五日奈良県指令建第一〇四―四九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月二十八日建第九六四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市城殿町三一二番六及び三一二番七の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字疋相二五五番地二二

内本高雄